

第 25 回アジア・太平洋地域 ポート・ステート・コントロール セミナー

- (1) 会期 : 平成 29 年 7 月 10 日 (月) ~14 日 (金)
- (2) 場所 : 中華人民共和国・上海
- (3) 参加者 : 38 名、26 カ国 (地域)
- (4) セミナー概要
 - ① 本年 9 月 8 日に発効するバラスト水管理条約に関する PSC 検査の手法
(日本の PSC 官がプレゼンテーション)
 - ② 集中検査キャンペーン (Concentrated Inspection Campaign)
 - ・ 昨年の実施結果の評価 (テーマ: 貨物の安全管理)
 - ・ 本年の統一の実施に関する共通認識の構築 (テーマ: 航海の安全)
 - ③ 本年 1 月に発効した極海域における船舶運航のための国際基準 (極海コード) に係る PSC 検査の手法
 - ④ PSC 検査に関するケーススタディ

(参 考)

1. 「PSC」(ポート・ステート・コントロール: Port State Control)

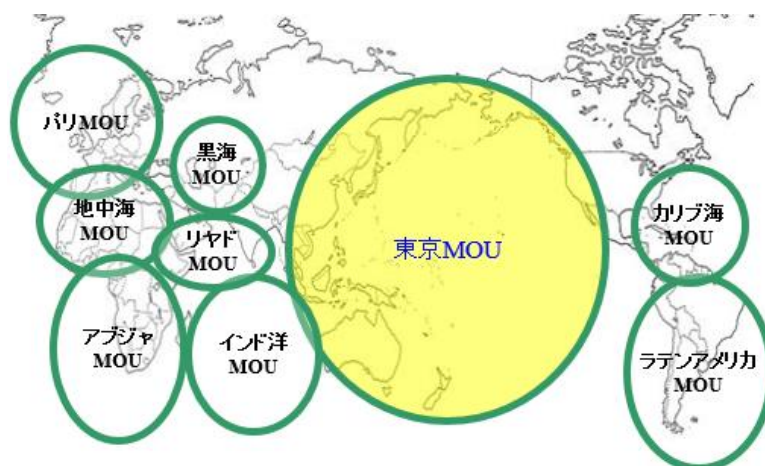
旗国は、自国籍船が国際条約の基準に適合していることを確認する義務がある。しかしながら実際には、サブスタンダード船(基準に適合していない船舶)が存在しており、国際的にこうした船舶の排除が重要な課題となっている。この十分に果たせていない旗国の役割を補完するため、寄港国の権利として、自国に入港する外国船舶への立入検査が IMO (国際海事機関) の条約等により認められている。

2. 「MOU」(エムオーユー: Memorandum of Understanding)

PSC の効果を上げるためには、周辺諸国との情報共有などの協力が不可欠であり、そのために各国の海事当局が結んだ覚書。MOU 参加国は、過去の基準不適合船に関する情報共有や、PSC 検査官の研修訓練等を共同で実施している。

3. 東京 MOU

アジア・太平洋地域における PSC に関する協力体制で、現在 20 の国と地域(日本、オーストラリア、カナダ、チリ、中国、フィジー、香港、インドネシア、韓国、マレーシア、マーシャル諸島、ニュージーランド、パプアニューギニア、ペルー、フィリピン、ロシア、シンガポール、タイ、バヌアツ及びベトナム)が参加している。



4. バラスト水管理条約

「2004 年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」

船舶のバラスト水(船体の安定性を保つための「おもし」として取り入れられる海水)に含まれる水生生物が、バラスト水を介して本来の生息地ではない海域に移入・繁殖することによる生態系への悪影響を防止するため、平成16年に国際海事機関において採択された国際条約。平成29年9月8日に発効予定。